

合志市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月10日(木)午後2時10分から午後3時25分

2 開催場所 市役所大会議室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番	門 口 照 夫
委 員	1番	上 野 育 夫
”	2番	上 野 修 一
”	3番	渡 邊 友 美
”	4番	渡 邊 新 二
”	5番	澤 田 勝 矢
”	6番	緒 方 正 美
”	7番	中 川 雄 一
”	8番	改 喜 末 敏
”	9番	坂 口 正 子
”	10番	林 清
”	11番	坂 田 春 美
”	12番	石 坂 友 信
”	13番	宮 本 博

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定について

第5号議案 あっせん委員の指名について

第1号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用(届出)について

6 農業委員会事務局職員

局 長 坂 上 範 行

次 長 岡 田 晃 治

主 幹 上 村 恭 子

○事務局長 それではただいまより令和7年4月の農業委員会総会を開会いたします。開会にあたり、門口会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長（門口照夫君） （会長挨拶）

○事務局長 それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします。

本日は農業委員14名全員の委員さんがお揃いでございます。よって合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事につきましては、会議規則により会長より進行をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようお願いいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願いいたします。特に何かご意見やご質問などがあれば、挙手により発言をするようお願いいたします。

—————○—————

（1） 議事録署名者

○議長（門口照夫君） それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、1番 上野育夫委員、2番 上野修一委員を指名しますのでよろしくようお願いいたします。

—————○—————

（2） 農家調査及び現地調査員

○議長（門口照夫君） 農家調査及び現地調査員につきましては、農業委員4番 渡邊新二委員、5番 澤田委員、6番 緒方正美委員、9番 坂口委員、14番 門口委員、推進委員3番 齋藤委員、7番 橋本委員、13番 三山委員、14番 角田公司委員、19番 高村委員、以上10名の委員さん方へ適宜意見をお伺いいたしますので、よろしくようお願いいたします。

（3） 議案

○議長（門口照夫君） それでは議案に入ります。

第1号議案、農地法第3条第1項の規定による所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書1ページをお開き下さい。

所有権移転番号1、申請人の住所、氏名、土地の表示につきましては議案書のとおりとなっています。申請の理由は規模拡大のための親子間の贈与です。

続けて申請地の場所ですが、議案書『別紙』3ページの斜線部分が申請地です。図の中央部分、弁天山の南側位置する農地です。

4ページが申請地の現況写真です。

次に5ページをご覧ください。保有されている農業機械の写真です。

次に6ページをお開きください。こちらは所有権移転の調査書です。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、保有機械、労働力、技術面からみて耕作する農地のすべてを効率的に利用できると思われ抵触しません。

第2号の農地所有適格法人の要件についてですが、譲受人は個人であり抵触しません。

第3号の信託要件は信託ではないので抵触しません。

第4号の農作業、常時従事要件について譲受人は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事することが見込まれるため抵触しません。

第6号の地域との調和要件ですが、申請地はこれまで申請者が畑として利用しており、許可後も同様にスイカを作付けする予定であるため、周辺農地への支障はないものと考えられ抵触しません。

以上1号から6号まで抵触する項目はないと思われれます。

事務局からは以上です。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、私が担当地区ですので私が農家及び現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

○議長（門口照夫君） 4月4日の午前9時30分頃、私と三山推進委員と事務局で現地調査をいたしました。今回の申請理由は、規模拡大のための贈与です。

申請地はこれまで申請人がスイカを作付けしており、許可後も同様に利用する予定のため周りの農地への影響も心配ないと思われれます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第3条第1項の規定による、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、ユ-パレス弁天の北、熊本菊鹿線の西側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

9ページが配置図です。申請者は個人で、隣接地のいけざわこどもクリニックより看護師等従業員駐車場が不足していることから、貸して欲しいという依頼があり、所有する当該申請地を造成し、25台分の駐車場を整備する計画です。

10ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の11ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の9番 坂口委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（坂口正子君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日の午前、私と角田推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲は農地が接しておりますが、農地の高さは変えず、土砂流出に留意すること、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による農地の転用番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用です。

議案書別紙の12ページをお願いします。図面左側の太枠部分が番号1の申請地で、赤枠点線部分が宅地となっています。本村区構造改善センターの西、大津植木線の北側に位置する農地です。

次の13ページが申請地の現況です。写真のとおり申請地の一部は、隣地の住宅が越境している状態となっております。申請者からは始末書が提出されておりました、それによりますと、当該建物は申請者の夫が昭和45年に建築しており、申請者は住宅の一部が農地上にあると知らず、今回違反転用していたことに気づき是正する運びになったとのことです。農地法の理解不足により、違反してしまったことを反省されています。

14ページが配置図です。申請者は個人で、既存住宅の敷地の一部を農地から宅地にする追認案件です。

15ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の16ページにお示ししておりますとおり、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「既存施設の拡張」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

本案件につきましては、違反転用に対する追認案件ではありますが、本人も深く反省されており、立地基準・一般基準ともに許可要件を満たしているため許可もやむを得ないと考えております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、私が担当地区ですので私が農家及び現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

○議長（門口照夫君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日の午前、私と三山推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の北側に農地が接しておりますが、すでに宅地の一部であり、これまでも営農への支障はなかったため、特段心配はないかと思います。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。
第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。
よって、第2号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用
所有権移転番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。
所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は特定建築条件付売買予定地への転用で、売買による所有権移転です。特定建築条件付売買予定地とは今回の場合で言いますと、申請者である不動産業者が宅地造成後の土地を売る際に、購入者は不動産業者が指定する住宅メーカーとおおむね3か月以内に建物建築の契約を結ぶことを条件にした土地のことです。土地のみの購入はあり得ず、必ず転用した農地には、住宅が建つこととなります。万が一、造成した区画が全て売れなかった場合は不動産会社住宅を建設して建売住宅として販売してもらうという条件付きでの転用許可となります。

議案書別紙の17ページをお願いします。図面左側の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が番号1の申請地になります。合生住宅の西、大津植木線の北側に位置する農地です。

次の18ページが申請地の現況です。

19ページが配置図です。申請者は主に不動産業を営む法人で、当該申請地を売買により取得し、特定建築条件付売買予定地4区画を整備する計画です。

20ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の21ページにお示ししておりますとおり、申請地は前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療機関である平山内科クリニックと穂っぷこども在宅&心身クリニックが存在しますことから、「水管、下水道管が埋設されている沿道で、概ね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地」に該当するため第3種農地となり許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられて

いる行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました
特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の6番 緒方委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（緒方正美君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日の午前、私と高村推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の西側と北側の一部は農地に接しておりますが、周囲にはL型擁壁やコンクリートブロックを設置するなど、土砂流出に留意するとのことで、特段心配はないかと思えます。

皆様のご審議をよろしく申し上げます。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用所有権移転番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

所有権移転番号2の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は貸駐車場への転用で、売買による所有権移転です。

議案書別紙の22ページをお願いします。図面中央の赤点線部分が申請者の夫の会社が所有する既存の駐車場で、赤色着色部分が所有権移転番号2の申請地です。熊本県廃プラスチック処理事業所の東側で東京エレクトロン九州(株)の北西側に位置する農地です。

23 ページが申請地の現況です。

24 ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を売買により取得し、申請者の夫が代表を務める会社へ貸付け、不足する従業員用駐車場 21 台分を造成・整備する計画です。

25 ページをお願いします。まず、括弧 1 の立地基準についてですが、次の 26 ページにお示ししておりますとおり、申請地は約 1ha の農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない 10ha 未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第 2 種農地となり許可可能です。

括弧 2 の一般基準についてですが、1 の資力及び信用から 11 の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、担当地区の4番 渡邊新二委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（渡邊新二君） それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日の午前、私と齋藤推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地北側と東側に農地が接しておりますが、農地の高さは変えず、土砂流出に留意することと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転番号2は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用賃借権設定番号1につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は仮設資材置場への一時転用で、賃借権設定です。

議案書別紙の27ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が賃借権設定番号1の申請地で、肥後ポートリーの西、菊池環境工場クリーンの森合志の北側に位置する農地です。

次の28ページが申請地の現況です。

次の29ページが配置図です。

申請者は主に電気事業を営む法人で、電力需要家より電力使用の申し込みがあったことから、送電設備の新設工事などが必要であるため、作業拠点となる事務所3棟、駐車場及び資材置場を整備する計画です。

30ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の31ページにお示ししておりますとおり、申請地(ア)は農振農用地区域内に存在しますことから、農地区分は農用地となり原則転用することは出来ませんが、例外規定の「仮設工作物の設置等」に該当するため許可可能です。申請地(イ)は、約1haの農地が連たんした区域内に存在しますことから、農地区分は「農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地となりこちらも許可可能です、一時転用ですので、許可にあたっては、期間満了後にはきちんと農地に戻してもらうことが条件での許可となります。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はありません。

事務局からは以上でございます。

○議長(門口照夫君) ありがとうございます。事務局の説明に関連しまして、担当地区の5番澤田委員に現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番(澤田勝矢君) それでは、現地調査につきまして報告します。

4月4日の午前、私と橋本推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の周囲には農地が接しておらず、周囲には外柵を設け、土砂流出に留意するとのこと、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

○議長(門口照夫君) ありがとうございます。

ただいま、事務局・委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、ご質問はございませんか？

(なしの声あり)

○議長(門口照夫君) ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1について承認するこ

とに異議が無い方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用、賃借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

なお、本案件につきましては、転用規模が3,000㎡を超えるため、許可に際しましては、農地法第5条第3項の規定に基づき、熊本県農業委員会ネットワーク機構へ意見聴取を行います。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用 使用賃借権設定番号1つきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の4ページをお願いいたします。

使用賃借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親族間の使用賃借権設定です。

議案書別紙の32ページをお願いします。議案第2号の番号2とほぼ同じ場所になりますが、図面左の赤点線部分が今回の開発区域で、太枠斜線部分が番号1の申請地です。本村区構造改善センターの西、大津植木線の北側に位置する農地です。

次の33ページが申請地の現況です。

次の34ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用賃借より祖母より借受け、個人住宅を建設する計画です。

25ページをお願いします。まず、括弧1の立地基準についてですが、次の26ページにお示ししておりますとおり、申請地は「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地」であることから、第1種農地となり、原則転用することは出来ませんが、例外規定の「住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当するため許可可能です。

括弧2の一般基準についてですが、1の資力及び信用から11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況についてまで該当のあるところについて検討を行いました。特に問題はございません。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局の説明に関連しまして、私が担当地区ですので私が農家及び現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

○議長（門口照夫君） 4月4日の午前、私と三山推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請代理人より申請内容等をお聞きしました。

申請地の一部には農地が接しておりますが、南側は申請者の農地であり、北側と西側にはコ

ンクリートブロックを設置し土砂流出に留意するとのことで、建築物による日照への影響もなく、特段心配はないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

○議長（門口照夫君） 事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等無いようございますので採決を行います。

第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定番号1は原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号1つきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

事業計画変更番号1の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

既に令和6年6月10日付け、合志市指令農委第42号で許可しております案件の仮設資材置場及び転回場の使用期間の延長となります。

議案書別紙の37ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、西合志中央小学校の南東側、県道大津植木線の南東に位置する農地です。

次の38ページが番号1の申請地の現況です。

39ページが配置図です。申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴うボックス設置のため、申請地を借受け、仮設資材置場やトレーラー等大型車両の転回場を整備されておりますが利用計画に変更はありません。

40ページをお願いします。意見書中段の農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-オ-(ア)に掲げる検討内容についてですが、①の変更後の転用事業者実施の確実性から③の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。大津熊本道路18号函渠外工事における構造物設置・盛土等の数量増加に伴う工期の変更のため使用期間が延長されたとのことでした。内容を審査したところ問題ないと判断しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何

かご意見、質疑はございませんか？

- 9番（坂口正子君）　ここは中央小学校のすぐ近くなのでトラックとかいっぱいと思うので、十分注意されるようにお伝えをお願いしたいと思います。
- 騒音があり、やっぱり車が行き来するので、もう本当に子供たちが一生懸命勉強したり遊んだりするのでそこは十分注意されるようお伝えをお願いしたいと思います。

○事務局　承知しました。

- 議長（門口照夫君）　貴重な意見ありがとうございました。他にございませんでしょうか？

（なしの声あり）

- 議長（門口照夫君）　ご意見・ご質問等が無いようでございますので採決を行います。
- 第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1について承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

- 議長（門口照夫君）　ありがとうございました。全員挙手でございます。
- よって、第3号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号1は原案のとおり可決されました。

- 議長（門口照夫君）　続きまして、第3号議案　農地法第5条第1項の規定による農地の転用事業計画変更番号2につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それではご説明いたします。議案書の5ページをお願いいたします。

事業計画変更番号2の転用事業者、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

既に令和6年6月10日付け、合志市指令農委第43号で許可しております案件の仮設通路及び水路の使用期間の延長となります。

議案書別紙の41ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、西合志中央小学校の南東側、県道大津植木線の南東に位置する農地です。

次の42ページが番号2の申請地の現況です。

43ページが配置図です。申請者は主に土木工事業を営む法人で、国から委託され、中九州横断道路工事に伴うボックス設置のため、申請地を借受け、トレーラー等大型車両が事業用地へ進入する際道路が狭いため隅切りが必要であることから仮設通路を設置、蓋無しの水路の上を走行する必要があるため、一時的に移設し、農地内に仮設の水路を整備されていますが、利用計画に変更はありません。

44ページをお願いします。意見書中段の農地法関係事務処理要領第4-6-(3)-オ-(ア)に掲げ

る検討内容についてですが、①の変更後の転用事業者実施の確実性から③の農地転用許可基準からみた変更後の転用事業者の判断まで該当のあるところについて検討を行いました。大津熊本道路 18 号函渠外工事における構造物設置・盛土等の数量増加に伴う工期の変更のため使用期間が延長されたとのことでした。内容を審査したところ問題ないと判断しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○7番（橋本一浩君） 工事期間は12月27日から令和7年の3月31日まで延期になっていますけどもう3月30日過ぎてますよね。その辺をどう理解すればいいでしょうか？工事が終わっていないし、確かにまだ延期の申請があるということでしょうか？

○事務局 その説明をしないといけないと思っていた所ですけれども、この後に引き続き熊本河川国道事務所が借地して、同じ中九州横断道路の別工程の工事のために借用したいという申し出があっておりまして、通常一時転用なので、1回農地に復旧してからまた事業に併せた用途に変えていただかないといけないのですが、今回転用期間をちゃんと切れ間なく申請すれば復旧する必要はないという所に基づいて、今の転用事業者が3月まで期間を延ばされて、4月から国が借用するという事で申請が出る所になっております。

国の申請の場合が不要許可になっておりまして、許可申請を出す必要がないものですから、今回の総会には出てこないのですが、転用届出は出してもらわないといけないので届出は出しておりますが、今回それに至るまでに本当は工期の延長をちゃんとしておこなきゃいけなかったという手続きがありましたので後からでもいいので追認案件になって申し訳ないんですけど、ちゃんと申請を出してくださいということで転用事業者に指導いたしまして3月31日までの工期の延長というのは今頃になってと思われるとは思いますが許可申請が出て、事業計画の変更ということで申請が出ております。

以上です。

○議長（門口照夫君） 他にございませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。第3号議案農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号2について、承認することに異議が無い方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。よって、第3号議案農地法第5条第1項の規定による農地の転用、事業計画変更番号2は原案のとおり可決され

ました。

○議長（門口照夫君）　続きまして、第4号議案 農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局　それでは、議案書6ページをお開きください。

国の改正に伴い、令和7年4月から「農業経営基盤強化促進法」に基づく相対での利用権設定が廃止となり、「農地中間管理事業推進法」による利用権設定に統合・一本化されます。

「貸人」「転貸人」「借人」を記載し、所有者から借り受け、その後どの担い手に貸し付けたかわかるようにしております。

第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条による農用地利用集積等促進計画（案）の決定についてご説明申し上げます。

次の7ページは農用地利用集積等促進計画の総括表です。左側が今回の4月総会分、右側が令和7年1月、第1回からの利用権設定の面積の累計数になります。

次に8ページをご覧ください。今回の農用地利用集積等促進計画状況一覧表です。利用権設定総合計の面積は7,950㎡です。

議案書9ページをご覧ください。新規の農地中間管理事業による貸し借りについてですが、申し出件数は賃貸借権が2件、です。

貸人、転貸人、借人、利用権を設定する農地、賃借料などの利用権等内容につきましては、議案書のとおりです。

審議の結果、今回の計画（案）が決定された場合は農地中間管理事業推進法第18条第11項の規定に基づき、中間管理機構に正式な計画書を作成するよう要請書を提出することになります。

今回の計画（案）は、農地中間管理事業推進法第18条第5項第1号で規定する基本方針及び農地中間管理機構事業規定に適合し、設定を受ける者は、同法同項第2号で定める農地全てを効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められると判断されます。

最後に農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書の集計を報告致します。

今回の合意解約件数は　1件　1,568㎡でございます。

内契約予定件数が　　0件　　0㎡でございます。

内契約無しが　　1件　1,568㎡でございます。

契約無しの1件につきましては、今回農地法第5条で転用の届出が出ているものになります。

以上、事務局の説明を終わります。

○議長（門口照夫君）　ただいま、事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君）　ご意見・ご質問等無いようでございますので採決を行います。

第4号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきまして、承認することに異議が

無い方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、農用地利用集積等促進計画案の意見決定につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書10ページをお開きください。

賃借希望が2件あっております。賃借希望番号1と2のあっせん申出者の住所、氏名、申出内容、土地の表示、地目、面積につきましては議案書のとおりとなっております。

番号1の申請地の場所ですが、11ページをお開きください。図面中央の太枠斜線部分が申出地で、合志市役所の南東、ニシムタの東に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、番号1の申出者は農地を共有で所有しており、どちらも耕作や管理することができないため、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。もし購入の希望があればその相談にも乗れるとのことでした

あっせん委員についてですが、申出地域の付近にお住まいであります委員さんを担当委員と指名させていただき、耕作してくださる方を探してもらっています。耕作したいという担い手の農家様がいらっしゃいましたら、事務局にお知らせください。この案件につきましては、上野修一委員、坂田委員、緒方猛浩推進委員をお願いします。

次に番号2の申請地の場所ですが、12ページをお開きください。図面上部の太枠斜線部分が申出地で、弁天山の北に位置する農地です。

あっせん申し出の理由としましては、番号2の申出者は耕作や管理することができないため、耕作してもよいという方を探していらっしゃいます。要望としましては、ハウスを建てない、牧草や水稻などを耕作されている方に貸したいそうで、農地中間管理事業での貸し借りを希望されています。

あっせん委員についてですが申出地域の担当委員であります門口委員、三山推進委員をお願いします。

委員さんには、お手数をおかけいたしますが契約に結びつくようご協力をお願いいたします。事務局からの説明は以上でございます。

○議長（門口照夫君） 事務局からの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見、質疑はございませんか？

○13番（宮本博君） ○○さんからのこの6万円ですね。ちょっと金額の高さがネックだと思うけど？

○事務局 これが一筆6万円と言われておりまして、応相談なので相場が分ってらっしゃらない所もあるかなと思いますので、すぐ見つからないようであればもちろん金額面は交渉されれば大丈夫かなとは思っております。

○13番（宮本博君） 3反ぐらいはあるのかな？

○事務局 はい、3反はあります。

○13番（宮本博君） 2万円ぐらいというところかな。大体それぐらいですかね、その辺は。

○事務局 値段につきましては、相談ですね。

○9番（坂口正子君） 確認ですけど、ハウスを建てずに、水稲は可能ですか？

○事務局 ハウス建込みはやめてほしいということで、水稲はもちろんオッケーです。

○議長（門口照夫君） 他に何かご質問等ありませんでしょうか？

○13番（宮本博君） 年数とか期間は長い期間でもいいという意味ですか？

○事務局 期間はですね、特に希望はなかったんですけど、農地中間管理事業を使われるなら5年以上は貸し借りしていただかないと使えないので、まずそこはお伝えしています。

○議長（門口照夫君） 他に何かご質問等ありませんでしょうか？

○8番（後藤みどり君） 推進員の後藤と言います。すみません、無知なので聞きますけど1筆2筆の筆の単位というのは何㎡とか教えていただけないでしょうか？3反6万円ということでしょうか？

○事務局 そうです、以前それで貸していたということで、2,952㎡で一応6万円で貸したいということなんです。

○13番（宮本博君） 農業委員会からの金額の設定というのはないですよね？

○事務局 以前は農業委員会の方で賃借料を定めて公表していたところではありますが、今はもう廃止されてですね、今行っているのは1月から12月までの皆さんがいくらかで貸し借りをされているかの平均額、それをホームページで公表しており、それが一つの基準の数値とし出しているというところでございます。

○16番（工藤隆行君） 貸し借りですけど、私が菊池台地の役員をしていた時に、修理代と賦

課金をですね、地主さんから取ってくれ、あるいは小作人から取ってくれということで、1回もめたことがございます。

この辺も明確にですね、あっせんの中に明確に入れていただいた方がいいのかなと思っております。それともう一つついでにお願いですけど、うちの近所で家の分譲地ができて、新規で来られる方がいらっしゃるような形になっております。

うちの近所はものすごく農業地帯でこの中でですね、稲・麦それとお茶もですけど、開墾したりするときに燃やすんですね。

行政の方で燃やすのは禁止というのは非常に大々的に書いてありますけど、私がお茶の開墾の時に燃やした時に、違反じゃないのって質問すると、全部あやふやですよね。

これが非常に誤解を生まれるので、僕の友達の警察官に言わせると、漁業水産業に関してどうしても物理的あるいは経済上、持ち出しが不可能という場合は、燃やしていいような文献があるそうです。この辺もちょっとこれは私、こういう場で発言していただくお願いですけど、広報誌にちゃんとここは農振地区ですのでこういう場合は、OKなんですよっていう風に書いてもらわないと非常に誤解を招いてですね、野焼き禁止じゃないかという話になりますので、その辺も併せてよろしく願います。

○事務局 貴重な意見ありがとうございました。農家さんが農業をやっていく上でどうしても必要だと畑で燃やすという事までは禁止されていないと理解をしておりますが、担当部署が環境衛生課になりますので広報誌での広報の件はきちんと申し伝えたいと思います。

○議長（門口照夫君） 他に何かご質問等ありませんでしょうか？

○13番（三山孝行君） 今の2番の土地について私の地元なのでわかるのですが、ここら辺がビニールハウスばかり周りにあります。

もしこれを斡旋したときに牧草地になったとして、デントコーンでも植えられると近くに弁天山があってカラスの住みかになっています。

デントコーンを収穫するとその残さというか、落ちたコーンをカラスが狙ってビニールハウスがもう1年目から使えないぐらい破れてしまいます。

実は私も被害者の方なのですが農政課に話しても何も対策がないと、忌避剤を渡すぐらいしかありませんということなので、実はその相談ということで違う飼料を作ってもらえないかというふうにお話したこともあるのですが、やはりなかなか難しいという所もあってなかなか農業委員の方からもこれを植えたら駄目というのは難しいのかもしれませんが、デントコーンは極力植えないようにという依頼ができるものかどうかそれをちょっとお聞きしたいところです。

○事務局長 本日の総会へ入ります前にテキストの方で説明いたしましたとおり、周辺農地との調和要件というのがありまして、その農地にこういった作物を植えるならば周りに非常に迷惑すると、そういう場合は許可できませんよという条項がありますので、まさしく今おっしゃったのはそれに該当するかなと思いますので特に今回の斡旋を進めるにあたってはですね、もし最終的には農業委員会の方に貸し借りの書類が上がってきますのでそれでデントコーン

ですとか、そういう作物で予定されているということが判明しましたら、それはちょっと避けていただくように調整を図っていきたいということで思っております。

○議長（門口照夫君） 他に何かご質問等ありませんでしょうか？

（なしの声あり）

○議長（門口照夫君） ご質問・意見等無いようでございますので採決を行います。

第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきまして、承認することに異議が無い方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（門口照夫君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第5号議案、農地のあっせん委員の指名につきましては、原案のとおり可決されました。

あっせん委員さんにおかれましては大変ご苦勞でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（門口照夫君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明します。議案書の13ページをお開き願います。

今回、市街化区域内の農地転用5条届出につきましては4件の届出がっております。

まず所有権移転番号1の場所を説明します。議案書の15ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。須屋市民センターの東側に位置する農地です。進入路への転用です。

次に所有権移転番号2の場所を説明します。試案書の16ページをお開きください。こちらが番号2の届出地になります。2筆あります。飯高山公園の南側に位置する農地です。宅地分譲への転用です。

次に賃借権設定番号1の場所を説明します。議案書の17ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。新須屋駅の南側に位置する農地です。貸駐車場への転用です。現在すでに駐車場として使用しており、「農地法についての知識が乏しく、地目変更の許可申請がされていなかったため畑のままとなっております。今後はこのようなことがないよう農地法を順守します。」との始末書が提出されています。

次に使用貸借権番号1の場所を説明します。議案書の18ページをお開きください。こちらが番号1の届出地になります。西合志南小学校の南側に位置する農地です。個人住宅への転用です。

事務局からは以上でございます。

○議長（門口照夫君） ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定によ

る農地の転用届出についての説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何か質疑等はございませんか？

(なしの声あり)

○議長（門口照夫君） ご意見・ご質問等も無いようでございますので、第1号報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出につきましては、以上で報告を終わります。

○議長（門口照夫君） 以上で全ての議案が終わりました。事務局へお返しします。

(4) 閉 会

○事務局長 長時間に渡ります慎重審議ありがとうございました。以上をもちまして、「令和7年4月の合志市農業委員会総会」を閉会いたします。

皆さん大変お疲れ様でした。

—————○—————

閉 会 午後3時27分